

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

表1 基本的評価事項

評価項目 () 配点	評価の着目点		配点
業務経歴 (5点)	令和元年度以降の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数		5
管理責任者・副管理責任者・担当者の経歴 (25点)	管理責任者	令和元年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	10
		手持ち業務の件数	2
	副管理責任者	令和元年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	5
		手持ち業務の件数	2
	担当者	令和元年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	5
		手持ち業務の件数	1
業務実施方針 及び手法 (55点)	業務内容の理解度		5
	業務実施方針の妥当性		10
	業務実施手法の妥当性		10
	現行計画における課題分析の的確性・妥当性		10
	第5期横浜市障害者プランに関する提案の妥当性		10
	本市の障害児・者福祉施策に関する理解		10
取組意欲等 (35点)	業務に対する取組意欲		10
	人員体制、資料作成能力などの業務遂行能力		10
	専門技術力		5
	提案の実現性		5
	提案内容から、効果的、計画的な検討への工夫の有無		5
ワークライフ バランス・障害 者雇用・健康経 営に関する取組 (5点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		1
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		1
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得		1
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成		1
	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証		1
評点の合計 (125)			

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価とする。
- (2) 配点にA=5/5、B=3/5、C=0/5を乗じた値を各評価項目の評点とする。
例えば、表1において配点10点の項目の場合
 評価がAであれば評点は $10 \times 5/5 = 10$ 点
 評価がBであれば評点は $10 \times 3/5 = 6$ 点
 評価がCであれば評点は $10 \times 0/5 = 0$ 点
 ※「管理責任者・副管理責任者・担当者の経歴」のうち各「手持ち業務の件数」の項目においては、A=1/1、C=0/1とする。
 ※「ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組」の項目においては、A=1、B=0とする。
- (3) C評価のあるものは原則として選定しない。
- (4) 評価点が同点の場合、評価委員長が評価の順位を定めるものとする。

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価		
		A	B	C
業務経験	令和元年度以降の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数	実績がある(5件以上)	A Cに非該当	実績がない
管理責任者・副管理責任者・担当者の経験	管理責任者	実績がある(5件以上)	A Cに非該当	実績がない又は1件以下
		Cに該当しない	—	10件以上
	副管理責任者	実績がある(5件以上)	A Cに非該当	実績がない又は1件以下
		Cに該当しない	—	10件以上
	担当者	実績がある(5件以上)	A Cに非該当	実績がない又は1件以下
		Cに該当しない	—	10件以上
業務実施方針及び手法	業務内容の理解度	的確に理解している	A Cに非該当	よく理解していない
	業務実施方針の妥当性	優れている	A Cに非該当	妥当でない
	業務実施手法の妥当性	優れている	A Cに非該当	妥当でない
	現行計画における課題分析の的確性・妥当性	優れている	A Cに非該当	妥当でない
	第5期横浜市障害者プランに関する提案の妥当性	優れている	A Cに非該当	妥当でない
	本市の障害児・者福祉施策に関する理解	優れている	A Cに非該当	妥当でない
取組意欲等	業務に対する取組意欲	優れている	A Cに非該当	妥当でない
	人員体制、資料作成能力などの業務遂行能力	優れている	A Cに非該当	妥当でない
	専門技術力	優れている	A Cに非該当	妥当でない
	提案の実現性	優れている	A Cに非該当	妥当でない
	提案内容から、効果的、計画的な検討への工夫の有無	優れている	A Cに非該当	工夫がない
ワークライフバランス・障害者雇用・健康する経営取組に	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている (従業員101人未満の場合のみ加算)	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	—
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている (従業員101人未満の場合のみ加算)	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	—
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得	取得している、または認定されている	取得していない、又は認定されていない	—
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成	達成している (従業員40.0人以上)、又は障害者を1人以上雇用している (従業員40.0人未満)	達成していない (従業員40.0人以上)、又は障害者を1人以上雇用していない (従業員40.0人未満)	—
	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定又は認証を受けている	認定又は認証を受けていない	—